○海上自衛官の居住場所について(通達)

海幕人第3353号 47. 6.29

昭和55年10月17日 海幕人第4141号 昭和55年12月27日 海幕人第5091号

昭和63年12月15日 海幕総第6505号 [防衛庁 組織令等の一部改正に伴う関連通達の一部変更につい て10項による改正]

平成 元年 5月29日 海幕人第2629号 平成 元年 6月17日 海幕総第3040号 [改元に 伴う関係通達の一部変更について (通達) 17項による 改正]

平成 3年 4月12日 海幕人第1745号 平成 5年 6月 8日 海幕人第2755号 平成16年 2月 9日 海幕補第 752号 平成21年 9月 2日 海幕補第6829号

各部隊の長

殿

各機関の長

海上幕僚長

海上自衛官の居住場所について (通達)

標記について、下記の法令、訓令等によるほか別紙のとおり定め、昭和47年8月1日から実施する。 なお、自衛官の居住場所に関する通ちよう(昭和29年海幕総人第2号の87)及び海曹の営外居住許可手続等に ついて(昭和43年海幕人第1388号)は廃止する。また、自衛官の居住場所に関する訓令第2条第1項に規定する 部隊等の長の指定に関する通達(昭和35年海幕総人第2号の175号)の第3項を削る。

記

- 1 自衛隊法 (昭和29年法律第165号) 第55条
- 2 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第51条から第56条まで
- 3 自衛官の居住場所に関する訓令第 2 条第 1 項に規定する部隊等の長の指定について(通知)(海幕補第 3 1 8 8 号。 2 1. 4. 2 1)

別 紙

海上自衛官の居住場所について

1 営舎外居住の指定

自衛官の居住場所に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第19号。以下「訓令」という。)第1条第2項の規定により、営舎外に居住する者は、営舎外居住許可等権者(以下「許可等権者」という。)が指定する。

2 営舎外居住の取消

営舎外居住を指定又は許可されている者が、許可等権者を異にして補職替えとなつた場合(旅費取扱上赴任 とみなされる場合を含む。)は、新所属の部隊等へ着任の日をもつて当該指定又は許可を取消される。

- 3 学校入校者等に対する営舎外許可手続
 - (1) 現に営舎外居住を指定又は許可されている者が、入校(旅費取扱上赴任とみなされた者を除く。)、教育入隊、臨時勤務、研修、臨時乗組(艦艇乗組員の範囲及び臨時勤務等を命ぜられた場合の艦艇乗組員の解釈について(通達)(海幕厚生第438号。1.2.3)第1項第5号に該当する者を除く。)、ぎ装員等(以下「入校等」という。)を命ぜられた場合には、許可等権者は、付紙様式第1の営舎外居住許可等通知書を当該隊員の属する俸給支給機関の長に送付する。

(2) 艦艇乗組の者が、入校等のために補充部付となつた場合には、当該補充部の属する許可等権者が許可し、前号に定める営舎外居住許可通知書を当該隊員の属する俸給支給機関の長に送付する。

4 営舎外居住証明書

- (1) 許可等権者は、営舎外に居住する隊員に対し、付紙様式第2の営舎外居住証明書を交付し、当該隊員が営舎外居住を取り消された場合はこれを返納させる。
- (2) 営舎外居住証明書の発行手続、再発行、亡失等の取扱いについては許可等権者が定める。

5 報告

許可等権者は、付紙様式第3の営舎外居住者報告書を毎年3月31日末現在で作成し、翌月10日までに当該隊員の任免権者に送付する。当該報告書の送付を受けた任免権者は、それを取りまとめ、同様式により翌月20日までに、海幕人事教育部長に送付する。

(番号)

年 月 日

(俸給支給機関の長) 殿

(許可等権者)

職名 印

営舎外居住許可等通知書

下記の者は、営舎外居住を許可(指定)されているので通知する。

記

許 可 年月日	所 属 (学生課程名等)	階級	氏 名	記事

(日本工業規格A列4判)

第

5.5 セ ン

チ

メ

ル

付紙様式第2

8.5 センチメートル

営舎外居住証明書

所 属

階 級 認識番号

氏 名 生年月日 年 月 日

上記の者は、営舎外居住を許可(指定)されていることを証明する。

平成 年 月 日

(許可等権者 職名)

印

営舎外居住者報告書

	階 級	曹長	1 曹	2曹	3 曹	士長	1士	2士	3 士	計	記事
区	<u>分</u> 現 員										
自行	新隊法施行規則第52条に定められた船舶										
にき	展組を命ぜられた海上自衛官を除く										
営舎外居住有資格者	A 訓令第2条第1項第1号及び第2号										
	該当者(既婚等隊員)										
	B 訓令第2条第1項第3号該当者										
	(既婚等隊員)										
	A + B										
	既婚等隊員 計										
	C 訓令第2条第1項第1号及び第2号										
	該当者(独身隊員)										
	A + B + C										
	営舎外居住有資格者 計										
営舎外居住者	ア 訓令第2条第1項第1号及び第2号										
	該当者(既婚等隊員)										
	イ 訓令第2条第1項第3号該当者										
	(既婚等隊員)										
	T+1										
	既婚等隊員 計										
	ウ 訓令第2条第1項第1号及び第2号										
	該当者(独身隊員)										
	エ 訓令第1条第2項該当者										
	(営舎がないか又は不足している者)										
	才 自衛隊法施行規則第54条該当者 (休職 晨鄉廢業中の老)										
	(休職、帰郷療養中の者) ア+イ+ウ+エ+オ										
	営舎外居住者 計										

注:()内には、女子隊員を内数で記入する。